

理事・監事の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、定款第23条に基づき理事および監事の報酬等について定めるものとする。

(報酬支払いの対象となる執務内容)

第2条 理事および監事の報酬は、定款第19条および第20条に規定する職務および権限に従い、必要な執務、研修等を行うことにより支払い対象となる。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事および監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1によりそれぞれの報酬を支払う。理事長および業務執行理事の報酬は、第6条1項および2項に規定する額を支払う。ただし、理事長および業務執行理事が第6条3項および4項に該当するときは都度の出席報酬および交通費は支払わない。

- 2 理事会と評議員会が同日に開催されたときは、1回と数えることとする。
- 3 理事会および評議員会に出席する以外で理事長の承認を得て法人業務に従事した場合についても、別表1と同額を支払う。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

- 2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導に当たった場合、または理事長が必要と認めた業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払う。
- 3 監査の業務にあたった場合は別表2により報酬を支払う。

(研修参加報酬)

第5条 理事および監事が、職務および権限に従い必要な研修に参加したときは、別表4により報酬を支払うことができるものとする。ただし、理事長および業務執行理事が第6条3項および4項に該当するときは都度の研修参加報酬および交通費は支払わない。

(理事長および業務執行理事の勤務報酬)

第6条 理事長および業務執行理事は、執務する場所（以下「勤務地」）を定め、その勤務地で執務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 理事長および業務執行理事が、1項で定める勤務地の他、行政および地域団体、関係機関との会議、折衝等、また法人を代表した立場で出席する行事・式典等、職員採用選考、緒課題への対応、緊急事態への対応等、勤務地以外で執務したとみなされる場合も別表3と同額とする。
- 3 勤務形態が、常勤（週5日出勤）の場合は1項2項の規定によらず、65歳を迎える年度末までは正規職員給与規程に規定する給料表 5級（施設長）職の給与額を月の定期同額給与とする。また、扶養手当、通勤手当（都度交通費を含む）、期末手当は、正規職員給与規程および同運用細則を準用し、健康保険、厚生年金、介護保険については一般職員同様、法人負担分を支払うことができるものとする。65歳を迎えた次年度以降は、再雇用職員として給与額を決め、扶養手当、期末手当は支払わない。ただし、必要な社会保険料は支払うことができるものとする。

- 4 勤務形態が常勤以外で、週3日から週4日勤務(20時間を超える)の場合は、別表5の額を目安として勤務日数に応じた額を報酬額とする。また、扶養手当、期末手当は支給しない。健康保険、厚生年金、介護保険料については一般職員同様、法人負担分を支払うことができるものとする。

理事長および業務執行理事の業務への従事状況により、3項または4項の額を別表5の報酬額を目安として、毎年度評議員会で決める。

(交通費)

第7条 理事および監事が、理事会および評議員会に出席または研修に参加した場合は、居住地と会議開催地間または研修会場間の公共交通機関料金の実費を支払う。

- 2 1項の規定にかかわらず、理事長および業務執行理事のうち、第6条で定めた勤務地に月あたり15日を超える日数を執務し、かつ経常的な勤務形態が見込まれる場合は、正規職員給与規程 第13条に規定する通勤手当を準用する。

- 3 理事および監事が、第6条2項による場所で執務したとみなされる場合は、居住地と執務したとみなされる場所間の都度交通費の実費を支払う。ただし、その距離が100kmを超える場合は、通常運賃の他に、特急料金を支払うことができる。400kmを超える場合は、航空運賃の実費を加えて支払うことができる。

(その他の手当)

第8条 理事および監事が、第6条2項により、東京都外の場所で宿泊を伴う必要があるとき、前条の交通費の他に、宿泊代の補助金として1泊につき10,000円を支払うことができる。ただし、2泊を限度とする。

- 2 第6条3項を除いて、正規職員給与規程に規定する手当は、支払わない。
3 第6条3項を除いて、退職金は支払わない。

(報酬額の範囲)

第9条 役員報酬の総額は、年度ごとに評議員会で別に定める。

(執務内容の記録)

第10条 理事および監事が執務に当たったときは、執務に当たった日時、場所、執務内容を記録しなければならない。

(適用除外、職員兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。ただし、役員業務と職員業務を兼務する役員(職員兼務役員)のうち、以下のいずれかに該当する場合は、役員部分に対する給与(役員報酬)と職員部分に対する給与(給与手当)に分けて支払うことができる。賞与についても、役員部分に対する賞与と職員部分に対する賞与を分けて支払うことができるものとする。

- (1) 施設長、副施設長、部長など法人の職員(従業員)としての立場も兼ねている
(2) 常時職員としての職務に従事している
(3) 理事長や業務執行理事などの一定の役員業務だけでなく本部事務としての業務を行っている

- 2 役員部分の毎月の給与は定期同額給与を支払うものとする。また同賞与については、年度の首期に事前に届け出をした金額の範囲で支払う。

(改正)

第12条 本基準の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 平成28年度決算評議員会開催日より施行する。